

24福保医安第621号  
平成24年9月20日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長  
(公印省略)

無資格者による医業及び歯科医業の防止の徹底について

平素より東京都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

東京都において、医師又は歯科医師の雇入れ時における資格確認を医療機関に指導しているところですが、このたび都内医療機関より、検診業務に従事していた非常勤医師が医師免許不保持の疑いがあるとの報告を受けました。

無資格医業等の防止については、昭和47年1月19日医発第76号厚生省医務局長通知及び昭和60年10月9日健政発第676号厚生省健康政策局長通知等により、医師等の有資格者を雇い入れる場合には、事前に免許証及び卒業証書の原本の提出を必ず求めるよう通知されております。今後、同様事例への再発防止対策として、各医療機関において医師等の資格確認に対し十分な注意を払うとともに、改めて確認行為の徹底を図るようお願いいたします。

なお、社団法人東京都医師会、社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には、当職から別途通知しておりますので申し添えます。

【参考】

- 東京都福祉保健局医療政策部医療安全課  
「病院管理の手引（平成23年3月）」 9頁
- 厚生労働省法令等データベースサービス（こちらで通知を検索できます）  
(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>)

(問い合わせ先)

東京都福祉保健局医療政策部

医療安全課指導係

電話 03 (5320) 4432 (直通)